

令和 2 年 4 月

外国送金をご利用のお客様へ

盛岡信用金庫

### 外国送金手数料の改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は外国送金をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫が外国送金を取次しております信金中央金庫では、下記の通り外国送金にかかる送金手数料を改定することといたしました。

今回の手数料改定は、世界的にマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への厳格な対応が求められている中、適切な確認を行うためのシステム等、事務コストの増加を踏まえたものです。

今後もお客さまに満足していただける金融サービスの提供に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 改正日 令和 2 年 6 月 1 日（月）  
（令和 2 年 5 月 29 日（金）お預かり分より）

2. 改定内容

送金のお取扱い手数料を、以下の通り改定いたします。

外国送金のお受取に係る手数料は変更がありません。

項目	改定後手数料	改定前手数料	改定額
外国送金手数料	7,500 円	4,500 円	+3,000 円
国内送金（外貨建）	変更なし	4,500 円	—
国内送金（円貨建）	4,500 円	信金中央金庫内国為替 手数料と同額 (700 円・500 円)	+3,800 円～ +4,000 円

※ 外国送金手数料には、消費税が課税されません。

※ 国内送金とは、国内金融機関あての外貨建、円貨建送金で、送金依頼人、受取人またはその両方が非居住者である場合の送金のことを言います。

以上